

# 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会

日 時 令和7年8月6日（水）13:00～  
場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館  
共用大会議室（2階）

## 議 事 次 第

- 1 利用者意見概要書について
- 2 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討について
- 3 その他

# 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会

## 第2回運営小委員会資料一覧

- 1 特定(産業別)最低賃金関係労働者の考え方(再掲)
  - ・沖縄県糖類製造業 P1～P2
  - ・沖縄県各種商品小売業 P3～P4
  - ・沖縄県自動車(新車)小売業 P5～P6
  
- 2 特定(産業別)最低賃金関係使用者意見概要書
  - ・沖縄県糖類製造業 P7～P8
  - ・沖縄県各種商品小売業 P9～P10
  - ・沖縄県自動車(新車)小売業 P11～P12

2025年 7 月 11 日  
糖類製造業  
申出代表者 平田 隆太

糖類製造業額  
特定(産業別)最低賃金審議に対する労働側考え方

糖類製造業で働く人たちは、生産性向上と事業の安定継続、発展を目指して日夜業務に取り組んでいます。

沖縄の基幹産業として、食料自給率の向上、地域の経済発展と雇用効果、県民生活の維持・向上に寄与しています。

サトウキビ農家は本島から離島の全域までおり、県民の生活の支えでもあります。また、黒糖などのように各地域の特産品として、ブランド化され、経済の一翼を担っています。

糖類製造業が特定(産業別)最低賃金の対象業種として存在することは、糖業の重要性を示すものであります。国も糖類製品に政策としての支援事業があることも、糖業の重要な特性であります。

「沖縄の基幹産業」としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な、特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある糖類製造業の創造にも繋がることから、今年度も改定の申出を行います。

主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

以上





### 各種商品小売 特定（産業別）最低賃金改定の必要性について（意見書）

私たちの働く、「各種商品小売業」は、衣食住に関する商品を提供する全ての沖縄県民にとって毎日の生活には欠かせない産業であります。

日常の生活に密接し、365日、台風等の災害時や正月・旧盆の行事の時も県民にとって必要な商品を提供しています。また、営業時間も24時間営業など朝から深夜までの営業店舗もあり、お客様のために日々、使命感を持って仕事をしています。

このようにあまりにも日常的に営業していることにより、災害時やパンデミックが発生した時以外は生活への影響を感じないため小売業で働く人の厳しい現状に思いがいかないのではないのでしょうか。

この日常的に店舗運営を行う上で労働集約型産業である小売業では働く人の存在が不可欠であるにも関わらず現実には、最低賃金に近い処遇で働いています。

小売業の賃金水準が低いことと、土日、祝日に働く労働環境により、近年、正社員、短時間契約者の採用が困難になっており、どの職場でも人手不足の状態が続いています。

今こそ、就労の大きな誘因となる賃金水準の引き上げを行う必要があります。

そして、小売業で働く人は約7割が女性です。特定最賃による賃金引き上げは、沖縄における女性の貧困問題およびそれに関係する子供の貧困の緩和につながると考えます。

賃金水準の低い「商品小売業」にとって、特定（産業別）最低賃金の役割は極めて重要であり地域別最賃と同等の時間給となった場合、他産業との賃金格差は広がり、他の産業や業種に労働者が就職してしまい、小売業の発展や維持が困難になる可能性があります。現実、人員不足の店舗では時間外労働の増加となっており健康面でも小売業の課題となっています。

物価上昇に伴い家計が苦しくなり、主婦層や高齢者の就業意欲が高まっているとのデータがあります。

しかしながら求職者の多くは、勤務条件はより時給の高いところを希望しており、低賃金や土日・祝日、夜間勤務を理由に小売業は敬遠され、また、現在小売業で働いている人も他の業種に転職するケースも増えています。「各種商品小売業」を魅力ある産業とし、就職する場として選ばれるためにも、特定（産業別）最低賃金の引き上げは必要だと考えます。

特定（産業別）最低賃金の審議を通じて、沖縄のライフラインを支える重要な小売産業の維持・発展と、そこで働くものの暮らしの豊かさの両立につながります。

以上の考え方を踏まえ使側・労側で話し合う意義をご理解いただき、審議を行うことをお願い致します。





令和7年6月26日

自動車小売業(新車)

申出代表者 玉城良

### 自動車小売業(新車)最低賃金改正の必要性について

自動車産業は、資材調達・製造をはじめ販売・整備・運送や利用者向け各種サービスなど様々な関連業種により構成させる産業であり、日本の全就業人口のおよそ1割にあたる約550万人の雇用を抱え、日本経済・地域経済をも支えている重要な日本の基幹産業です。その自動車小売業(新車)を支えているのはそこで働く「人」であります。停滞している産業・企業の競争力を向上させるためには、「労働の価値」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めて「お客様と地域から選ばれる」必要があります。自動車は、県民の日常生活に必要不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業です。基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定(産業別)最低賃金は、産業の魅力高め、競争力の源泉となる人材確保、地域産業・企業の活性化に繋がります。そこに働くことの価値を高めるべく、当該産業に相応しい水準に引き上げることが必要不可欠と考えます。

また、2020年12月「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定され、自動車小売業(新車)に関しては、2035年までに「乗用車新車販売で電動車(電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・ハイブリッド車)100%を実現する目標が掲げられ、電動車の普及促進が求められています。産業の活性化と成長が急務とされ、関連産業(水素事業、次世代燃料、電動車充電設備等)とのサプライチェーンがなければ達成は難しく、産業構造や経済社会が変革する覚悟で取組み、沖縄の労働者が変わったと実感できる事が必要な時期にきています。将来の子供達の為にも、産業の活性化と選ばれる産業である必要があります。

私達が自動車を通じて観光や県経済、県民の足として社会へ貢献していくためにも自動車産業は牽引役でなければなりません。近年の慢性的な人手不足問題や整備士の離職問題、本土企業の参入や本土企業の好条件、また当産業だけでなく、ほかの産業に人材流出などが大きな問題となっており、企業としての努力だけでは追いつけないスピードで変化しております。人材不足倒産とならない為に、また、若い人材の就職選択肢となる為にも、賃金の引き上げや、年間休日増、休日の質、教育制度、福利厚生、学校訪問、インターンシップの様々な活動も行っており、企業努力を重ねております。



産業そのものの魅力向上の為に地域別最低賃金を上回る特定（産業別）最低賃金の改正が必要だと考えます。特定（産業別）最低賃金の対象業種であることの産業の魅力を発揮し優位性を担保する為にも、当該産業労使にて改正の必要性を理解し、その優位性について十分に協議し産業全体を強くする一助となると確信しております。厳しい労働環境といわれている自動車産業で、魅力要素として特定（産業別）最低賃金が設定されている業種であり、今こそ労使のイニシアティブを発揮できるよう、専門部会など自動車産業に相応しい「現場力」を支える水準的優位性を協議できる場が必要であります。

公正競争の確保を主たる目的とし、地域の労使間で問題や意見を共有、反映できる場が必要なのです。下記に示すように沖縄においては、6年間審議入りできず地域別最低賃金が適用されている状況であり、全国でも低い金額であります。産業として魅力を高めるため、さまざまな問題について議論するためにも、（特定）専門部会の設置をお願い致します。

2012年改正後 特賃 681 円(前+10 円)  
2013年改正後 特賃 698 円(前+17 円)  
2014年改正後 特賃 705 円(前+07 円)  
2015年改正後 特賃 717 円(前+12 円)  
2016年改正後 特賃 732 円(前+15 円)  
2017年改正後 特賃 750 円(前+18 円)  
2018年改正後 特賃 770 円(前+20 円)  
2019年改正無 特賃 770 円(地賃 790 円)  
2020年改正無 特賃 770 円(地賃 792 円)  
2021年改正無 特賃 770 円(地賃 820 円)  
2022年改正無 特賃 770 円(地賃 853 円)  
2023年改正無 特賃 770 円(地賃 896 円)  
2024年改正無 特賃 770 円(地賃 952 円)



## 特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書

## （糖類製造業）

令和7年7月28日

## 1. 産業別最低賃金の改正の意見・要望

令和6年産の原料用さとうきびは、台風や干ばつ等の自然災害の影響が少なく、全般に良好な天候のもと、数年ぶりに76万トンの生産量を記録した。

しかしながら、収穫期後半の降雨による操業遅延に加え、時間外労働の上限規制への対応としての人員増、資材費等の掛かりまし経費の発生等により、各製糖事業者の経営は昨年から引き続き厳しい状況にある。また、国からは最大限のコスト削減が求められおり、砂糖消費量の減少、資材費の高騰、円安の進行等、外的要因も大きい中、老朽化する工場設備及び働き方も含めた合理化・省人化等に向けた整備も喫緊の課題として対応せざるを得ない状況にある。以上を踏まえ、糖類製造業において特定(産業別)最低賃金を設定する状況になく、改正審議を行う必要性は無いと考える。

## ○業界の経済状況

年 度	原料処理量	産糖量	売上高
令和5年度	606,553 ト	70,881 ト	137
令和6年度	768,719 ト	86,878 ト	(157)

※カッコ内は推定値



# 特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書 （各種商品小売業）

令和7年7月31日

## 1 業界の経済状況

2025年度の沖縄県経済は、観光産業を軸に回復基調が続くと予測されており、入域観光客数はコロナ禍を経て、順調に回復を見せており、関連消費を押し上げていますが、その裏側で小売業を含む多くの県内企業は、深刻な構造的課題に直面していると思われる。

第一に、離島県であるが故の構造的なコスト高です。沖縄県は、原材料や商品の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、海上・航空輸送コストが価格に恒常的に上乗せされます。近年の全国的なエネルギー・原材料価格の高騰と円安は、この輸送コストと相まって、県内事業者の仕入れコストを二重に圧迫しています。

第二に、沖縄県の一人当たり県民所得は依然として全国最下位水準にあり、物価高騰は県民の生活に大きな影響を与えています。スーパーの売上高は名目上増加していますが、これは物価上昇による影響が大きく、消費者の節約志向は根強いです。このため、仕入れコストの上昇分を販売価格へ十分に転嫁することは極めて困難であり、企業の利益率を著しく圧迫していると思われる。

## 2 業界の労働状況

少子高齢化による労働人口の減少を背景に、県内小売業では人手不足が深刻化していると思われる。

## 3 産業別最低賃金改正の意見・要望

（1）脆弱な経営環境：沖縄県の小売業は、島嶼県特有の物流コスト、低い県民所得に起因する価格転嫁の困難さ、そして他業種との人材獲得競争という、極めて脆弱な経営環境下に置かれていると思われる。

（2）市場原理の機能：深刻な人手不足を背景に、賃金は既に市場原理に基づいて上昇傾向にあり、規制による介入の必要性は低いと思われる。

（3）供給減少リスク：特定最低賃金の導入は、「年収の壁」問題を深刻化させ、すでに不足している労働供給をさらに減少させることで、人手不足を悪化させる副作用が大きいのではないかとと思われる。

以上の理由から、沖縄県の経済実態を看過した画一的な特定（産業別）最低賃金の設定は必要ないものと思われる。



特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書  
（自動車（新車）小売業）

令和7年7月30日

1 業界の経済状況

沖縄県内の新車販売の状況は昨年と比較すると半導体不足の解消や長納期車両の改善等のおかげもあり好調ですが、自動車業界においては世界的にEV自動車の普及加速や米関税引き上げによる影響など今後も引き続き長期に渡り不安定な状況が続く事が予想され予断を許さない事態であると考えております。

2 業界の労働状況

昨今の自動車業界においては人材確保は慢性的な課題であり沖縄県を含め全国的に専門学校への入学者も減少傾向となり今後も長期的な課題と考えております。継続的に企業においては社員が安心して働ける環境整備をより一層追求していく事が必要不可欠で企業にとっては大きな投資となると考えております。

3 業界の賃金状況

県内自動車業界の人材不足解消を図る上で賃金改定は必要と認識しておりますが、昨今の働き方改革と人材確保の観点からも環境整備への投資を最優先すべきで最低賃金上乘せは厳しい状況であると考えております。

4 産業別最低賃金改正の意見・要望

労働者にとって賃金改定の重要性は理解できますが、今年度以降も続く業界の経済状況を鑑みると企業にとっては上記の通り環境整備改善への投資が急務であり様々な分野で費用が発生します。

これらのことから自動車小売業（新車）に係る特定（産業別）最低賃金の設定の必要性は無いものと考えます。

